

平成26年(ワ)第1133号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外27名

被告 国外1名

準 備 書 面 4

平成27年11月25日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小笠原 正 景



同 弁護士 佐藤 邦 男



第1 本準備書面の目的

被告東京電力は、答弁書「第3被告の主張」において、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定する等した民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないと解される」、「被告東京電力の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われる必要があり、かつ、それで足りる」と主張する。

そこで、原告らは本書面において、原賠法は民法の適用を排除するものではないことを述べ（「第2」）、さらに本件においては被告東京電力の過失審理が不可欠であることを主張する（「第3」）。

第2 原賠法は民法の適用を排除していないこと

1 はじめに

原賠法は、原子力事業者の無過失責任（3条1項）や原子力事業者への責任

集中（4条1項）を規定し、後述する製造物責任法、独占禁止法、大気汚染防止法、自動車損害賠償保障法などと同じく、民法の不法行為の特則を定めた特別法とされる。

特則が民法の不法行為責任に関する規定の適用を排除する場合、訴訟物は特別法に基づく請求の1つしか成り立たないことになる。しかしながら、特別法は一般法を自動的に排除する関係にはなく、特別法が民法の適用を排除するかどうかは、特別法が制定された目的や各規定の趣旨から考えなければならない。

2 原賠法の目的に沿った解釈がなされる必要があること

(1) 原賠法1条は、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」として、その目的に①被害者の保護及び②原子力事業の健全な発達を挙げている。

したがって、この2つの目的が原賠法解釈の基準となるはずであり、原賠法が民法の適用を排除するか否かについても、この2つの目的に照らして解釈されなければならない。

(2) まず、①被害者保護の目的との関係では、原賠法が民法の適用を排除すると解釈する余地はない。請求手段が多様であるほど被害者保護に資することは明らかであり、民法709条に基づく請求をするか、原賠法3条1項に基づく請求をするかについては被害者自身の選択に委ねればよいのである。

(3) また、②原子力事業の健全な発達という目的との関係でも、原賠法が民法の適用を排除すると解釈する余地はない。故意、過失を責任要件とする民法709条に基づく請求により、原子力事業者の故意、過失を審理することが、原子力事業の健全な発達を阻害することなどなく、むしろ、原子力事業者の故意、過失の審理判断が、事故原因の究明や今後の原子力事業者がとるべき事故対策の指針となるため、原子力事業の健全な発展に資するはずである。

(4) 以上のとおり、原賠法1条に定める同法の目的からしても、原賠法が民法の適用を排除するものでないことは明らかである。また、実際このように解しても原子力事業者に不利益となることはない。

3 原賠法各規定の趣旨にも反しないこと

(1) 原賠法3条1項

原賠法3条1項は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」と規定し、原子力事業者が無過失責任を負うことを定めている。かかる規定の趣旨は、複雑な科学技術を集約した原子力事業により損害が生じた場合、被害者側で

原子力事業者の故意、過失の主張立証をすることは困難であり、それを要求することは被害者の救済を拒む結果になりかねないことから原子力事業者の故意、過失を責任発生要件とせず、被害者の損害賠償請求を容易にすることで、被害者を救済することにある。そうだとすれば、救済されるべき被害者が、自ら民法709条に基づく請求を選択し、原子力事業者の故意過失を主張立証することを否定する理由はない。

また、被告となる原子力事業者にとって民法709条に基づいて請求されることによる不利益は何もない。

(2) 原賠法4条1項

原賠法4条1項は、「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定し、原賠法3条の適用がある場合は原子力事業者以外の関連事業者を免責する旨を定め、原子力事業者に責任を集中している。同条項は、原子力事業者以外の関連事業者が民法及びその他の法律によっても責任を負わないことを明らかにしたものの、原子力事業者の責任については一切規定していない。すなわち、原子力事業者については民法709条を含む原子力賠償責任は排除されていないことを明らかにしたものと解される。

この点、原子力損害賠償紛争審査会委員である野村豊弘(学習院大学教授)も、責任集中規定(原賠法4条1項)につき「原子力事業者に対する関係では、民法の適用は否定されていないと思われる」と述べている(ジュリスト1427号118頁以下)。

(3) 原賠法4条3項

原賠法4条3項は、「原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)及び製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用しない。」と規定し、原子炉の運転等により生じた原子力損害について、商法798条第1項、船主責任制限法及び製造物責任法を明示的に排除しているが、民法については何ら言及していない。

仮に、被告東電の主張するように、原賠法によって民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定が適用排除されるのであれば、その点が原賠法4条3項に明文で規定されてしかるべきである。

このことから原賠法は、民法の適用を排除するものではないと解される。

4 特別法は一般法を自動的に排除する関係にはないこと

(1) 製造物責任法3条

原賠法が原子力事業者に原子力損害について無過失責任を規定したのと

同様に、製造物責任法は製造業者等に製造物の欠陥による損害について製造業者等に無過失責任を負わせているが（同法3条）、両者は共に民法の損害賠償責任に関する規定の特則である。

しかし、同法施行後も、製造物の欠陥による人的被害においては民法の適用は排除されていない。仙台地裁平成19年7月10日判決（判時1981号66頁）は、携帯電話の発熱による低温やけどの事案において、「本件携帯電話に本件熱傷事故を生じさせる設計上、製造上又は警告表示上の欠陥があったとは認められず、本件携帯電話を製造、出荷したことについて被告に過失があったとも認められない。」として、製造物責任法3条及び民法709条の両方について判断している。

(2) 独占禁止法25条

特別法たる独禁法では、独禁法違反行為から生じた損害については、独禁法25条が無過失損害賠償責任を定めているが、民法709条の過失損害賠償責任を排除していない。この点につき、最高裁平成元年12月8日判決（民集43巻11号1259頁）は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の定める審判制度は、もともと公益保護の立場から同法違反の状態を是正することを主眼とするものであって、違反行為による被害者の個人的利益の救済を図ることを目的とするものではなく、同法二五条が一定の独占禁止法違反行為につきいわゆる無過失損害賠償責任を定め、同法（昭和五二年法律第六三号による改正前のもの。以下同法の条文のうち右法律による改正のあるものは改正前の条文である。）二六条において右損害賠償の請求権は所定の審決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができないと規定しているのは、これによって個々の被害者の受けた損害の填補を容易ならしめることにより、審判において命ぜられる排除措置とあいまって同法違反の行為に対する抑止的効果を挙げようとする目的に出た附随的制度にすぎないものと解すべきであるから、この方法によるのでなければ、同法違反の行為に基づく損害の賠償を求めることができないものということとはできず、同法違反の行為によって自己の法的利益を害された者は、当該行為が民法上の不法行為に該当する限り、これに対する審決の有無にかかわらず、別途、一般の例に従って損害賠償の請求をすることを妨げられないものというべきである。」と判示している。

(3) 大気汚染防止法25条1項

神戸地裁平成24年8月7日判決（判時2191号67頁）は、原賠法と同じく無過失責任を定めた大気汚染防止法25条1項について、「大防法25条1項に基づく請求は、民法709条に基づく請求と訴訟物は異なる」と明示している。

(4) 自動車損害賠償保障法 3 条

交通事故における人身損害の賠償請求にあたっては、加害者が自賠法 3 条の運行供用者にあたる事が明らかな事案でも被害者が民法 709 条に基づいて訴訟提起することがあるが、裁判所は同請求を不合法とすることなく審理していることは公知の事実である。

(5) 小括

以上のとおり、裁判所は、被害者保護のための不法行為の特則の適用がある事案でも、被害者が民法 709 条に基づく請求をした場合には民法の適用を除外せず民法 709 条に基づく請求を認容してきたのであり、原賠法についてのみ民法の適用を除外する理由はない。

5 第 177 回参議院東日本大震災復興特別委員会における答弁

平成 23 年 8 月 1 日開催の参議院東日本大震災復興特別委員会において、原賠法 3 条 1 項但し書きと原子力事業者の過失との関係について問われた高木義明文部科学大臣（当時）が、「事故発生時において原子力事業者が行っていた行為に過失があり、それが天変地異による影響と合わさって事故が発生した場合で、いずれか一方の要因だけでは事故に至らなかった、あるいは事故の規模が少なくなったというような場合がありますが、そのような場合には、最終的にはこれは裁判所の判断によりますが、原賠法上も民法上も賠償責任を問われる可能性があると考えております。」と答弁している。

原賠法 3 条 1 項但し書きに関する質問への答弁ではあるが、原賠法と民法の賠償責任の双方が成立し得ることを国自身が認めた答弁である。

6 被告東電の引用する裁判例は失当であるか先例的価値に乏しいこと

(1) 水戸地裁平成 20 年 2 月 27 日判決について

同判決は、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除」するとしている。しかし、判決理由中において、「なぜ民法の規定の特則であるのか」、「特則であるとしてもなぜ民法の規定の適用を排除するのか」について、一切明示されていない上、原賠法の目的・各規定（1 条、3 条 1 項、4 条 1 項、同 3 項）の解釈についても一切触れられておらず、先例としての価値に乏しいと言わざるを得ない。

また、本件は原子力事業者以外の者（原子力事業者の親会社）に対して民法に基づいて損害賠償責任を追及した事件であり、原賠法 4 条 1 項の解釈問題が主要な争点であったのであり、原賠法 3 条 1 項と民法 709 条との関係は主要な争点となっておらず、その点からしても先例としての価値は乏しい。

(2) 東京地裁平成 16 年 9 月 27 日判決について

同判決は、「原告が被告の『原子炉の運転等』以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はなく、原賠法3条に基づく請求（主位的請求）が認められない場合には、民法709条に基づく請求（予備的請求）も認められない。」と判示している。

同裁判において主張された事実関係を前提とすると、同判示は原賠法3条に基づく請求が棄却されて民法709条に基づく請求のみが認容される可能性がないことを述べたに過ぎず、むしろ、同判示は原賠法3条1項と民法709条の2つの訴訟物が成立し得ることを認めている。

同判決の控訴審の陪席裁判官であった中島肇（原子力損害賠償紛争審査会委員）も、第一審の判示について、「民法709条に基づく損害賠償請求権も併存し得ることを認めただうえで、同条の請求原因事実の主張がないという理由で、同条の請求を棄却したもの」と評している（中島肇「原子力損害の賠償に関する法律」能見善久・加藤新太郎編集『論点体系判例民法＜第2版＞7不法行為I』（第一法規株式会社、2013年）300頁）。

7 結語

以上のとおり、原賠法は民法の適用を排除していると解釈することはできず、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定する等した民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を除外され、その類推適用の余地もないと解される」とした被告東電の主張は失当である。

第3 被告東京電力の過失審理が不可欠であること

1 被告国との共同不法行為責任の前提として

原告らは、被告国と被告東電に対して共同不法行為責任を追及している。行為者の共同不法行為の成否を論じるにあたっては、各共同行為者の行為の関連共同性を判断する必要があるのであって、共同行為者一人について故意・過失に関する審理を行わないなどということは審理不尽のまま結論を出すことになりかねない。

2 不法行為に基づく慰謝料請求においては過失の程度が斟酌されること

不法行為に基づく慰謝料請求においては、日本の判例は、古くから加害者の過失の程度を斟酌してきたとされている（注釈民法(19)210頁〔植林弘〕）。不法行為に基づく慰謝料請求の典型例ともいえる交通事故事件においても、「ひき逃げ、無免許運転、酒酔い運転、信号無視、極端なスピード違反などの重過失が認められる場合、これを慰謝料の斟酌事由とすることには、おそらく

異論のないところ」とされている（「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」2005年版下巻45頁）。

原告らは損害として精神的損害に基づく慰謝料を請求している。上記のとおり、慰謝料の算定にあたっては、被告東電の過失の程度を斟酌する必要があり、これは民法709条に基づく請求でも、原賠法3条1項に基づく請求でも、同様である。いずれにしても本件訴訟においては、被告東電の故意、過失の有無やその程度を審理することが不可欠である。

- 3 以上のとおり、本件訴訟においては、民法709条に基づく請求であろうが、原賠法3条1項に基づく請求であろうが、慰謝料額の算定及び共同不法行為の成否の審理のために、原子力事業者の過失の程度が審理の対象とされなければならない。

第4 結語

原告らは、本件に関する被告東電に対する責任追及の根拠として、原賠法の適用のみならず民法709条の適用をも主張するものである。その併合形態は、民法709条に基づく主位的請求、原賠法3条1項に基づく請求を予備的請求とする予備的併合である。

以 上